

練馬区立上石神井中学校「保護者と教師の会」会則

第1章 名称

第1条 練馬区立上石神井中学校「保護者と教師の会」(以下、本会)と称する。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、家庭と学校が協力して、本校教育の充実発展と、生徒の健全育成を目的とする。

1. 生徒の心身の健全な発達を図り、教育環境整備に務める。
2. 学校と家庭の緊密な連絡により、生徒の福祉を増進する。
3. 地域における社会教育の振興を図る。
4. その他、本会の目的達成のために必要と認めた事項に取り組む。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、つぎの方針にしたがって活動する。

1. 本会の目的と同じくする他の諸団体および機関と協力する。
2. 本会は自主独立のもので、特定の政党、宗教団体派に偏ることなく他の団体、または機関の支配や干渉を受けない。また営利を目的とする行為は行わない。
3. 学校の人事に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会は、活動の理解と協力について賛同する者を会員とし、すべて平等の義務と権利を有する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校に勤務する校長、副校長及び教員。
3. 本会の趣旨に賛同する者。
4. 本会へは、自由意思で入会し、また退会できる。
5. 本会への入会希望者は、入会届を提出する。
6. 本会の退会は、下記の通りとする。
(1) 自動退会：子の卒業または転校等により、教員会員については勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもち退会とする。退会届提出の必要はない。
(2) 任意退会：自由意思によって退会するものは、退会届を提出する。

第5条 会員は、会費として保護者一世帯1,500円(会費1,300円+保険料200円)/年、教職員一人1,300円/年を納める。納入された会費は、年度途中の転出・退会時に原則返金しない。

第5章 会計

第6条 本会の活動に要する会計は会費及びその他の収入を主としてまかなわれる。

第7条 本会の会計は原則総会で協議され認められた予算にもとづいて行われる。

第8条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 代表委員会

第10条 本会の代表委員会は、各学年の中から互選された保護者会員(合計10名)と教員会員(合計5名)、をもって構成され、次のとおりとする。

- 会長1名(保護者)、相談役1名(教員)、
副会長4名(保護者3名<校内1名・校外2名>・教員1名)、
庶務5名(保護者4名、教員1名)、会計4名(保護者2名、教員2名)。

各代表委員は、実行委員及び会計監査委員を兼ねることはできない。

第11条 代表委員に欠員が生じたときは、その年度の補欠要員の中から補充する。会長が欠けたときは副会長の中から昇格する。任期は前任者の残りの期間とする。

第12条 代表委員の役割は次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し、会務を処理すると共に総会および学年委員全体会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合、職務を代行することができる。
3. 庶務は、記録をとり、本会の運営に必要な全ての事務を処理し、記録・その他の資料を保管する。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいて、本会の財産を管理し、会計事務を処理する。また、総会で決算報告する。

第13条	第7章 会計監査委員 本会の会計を監査するため、3名の会計監査委員をおく。(保護者2名・教員1名)
第14条	第8章 総会 総会は本会の最高議決機関であり、つぎの事項を決定する。 <ol style="list-style-type: none">1. 代表委員、会計監査委員の承認。2. 予算の決定と決算の承認。3. 会則の改正および会費の決定と変更。4. その他、重要事項。
第15条	総会は定期総会および臨時総会とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 定期総会は5月に開く。2. 原則として集会にて執り行うこととするが、自然災害や感染症拡大などの非常事態等、会員が一同に参集できないと、会長・相談役が判断した場合は、書面審議及び書面評決(書面には電磁的記録を含む)とすることができる。
第16条	総会は会員の3分の1以上の参加(委任状を含む)をもって成立する。
第17条	総会の議事は出席者および事前提出(電磁的記録を含む)の3分の1以上をもって決める。尚、評決権は1家庭1票とする。
第18条	第9章 学年委員全体会 学年委員全体会は、各学年の全学年委員(保護者委員・教員委員)で構成され、総会につぐ機関として次の事項を行う。 <ol style="list-style-type: none">1. 学校の全体的な問題等について協議、決定。2. 全委員会の連絡調整。3. 本会全体で行う活動方針の決定。4. 総会に提出する議案、予算案、決算書の承認。5. その他本会の目的を達成するために、会長・相談役が重要と認める事項について、学年委員全体会の過半数の同意をもって協議し、総会に発議。
第19条	学年委員全体会は、委員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数で決める。
第20条	第10章 実行委員会 本会の目的を達成するため、実行委員会として、育成委員会、イベント委員会、広報委員会、学年委員会の4委員会の役割を置く。
第21条	各年度の生徒人数や会員数、時代ニーズに合わせ、委員数や正副委員長の配置は変更することも可能とする。
第22条	本会全体で行われる全体活動および特別活動は、学年委員全体会で決められた方針に沿って行う。この場合各学年の、その活動にあたる委員によって特別委員会を組織し実行にあたる。
第23条	代表委員、相談役は、各実行委員会、またはその他の委員会に出席して意見を述べることができる。
第24条	育成委員会 <ol style="list-style-type: none">1. 各学年の中から互選された各2名(合計6名)と、会長・校内担当副会長(合計3名)をもって構成する。2. 練馬区青少年育成上石神井地区委員会の活動に参加し、青少年の健全育成と、社会環境の向上に務めることとする。
第25条	イベント委員会 <ol style="list-style-type: none">1. 各学年の中から互選された各3名(合計9名)をもって構成する。2. 生徒が安心して行事に参加できる環境を整え、保護者や学校、地域住民と協力して学校行事や地域イベントを支えることを目的とする。
第26条	広報委員会 <ol style="list-style-type: none">1. 各学年の中から互選された各3名(合計9名)をもって構成する。2. 本会の理解及び活動に関する情報を広く周知することを目的とし、広報誌「ふれあい」を発行する。
第27条	学年委員会 各学年の保護者の中から互選され、代表委員会・育成委員会・イベント委員会・広報委員会のいずれかの委員会に所属する学年委員と、学年担当で構成する。 <ol style="list-style-type: none">1. 学年全体の問題等について協議する。2. 必要によっては学年活動を企画し実行する。

第 28 条

第 11 章 役員、会計監査委員の選任規定

代表委員、会計監査委員の選出

代表委員は第 6 章第 10 条に記載のとおり選出する。会計監査委員は、前年度会計とする。ただし、子の卒業、転居、またはやむを得ない事情により不在となる場合、他の前年度代表委員の中から選出する。また、教員会員が勤務校の異動になった場合は、在籍する教員会員が後任を決定する。

第 29 条

代表委員、会計監査委員の決定と承認

1. 代表委員、会計監査委員への就任は本人の同意に基づき、役職の決定は、適材適所主義により、あらかじめ十分に話し合うものとする。
2. 代表委員、会計監査委員の氏名を、すみやかに全会員に公表しなければならない。
3. 総会において承認を求めて決定する。ただし、教員代表はこれに準じない。
4. 新代表委員、会計監査委員は、総会承認をもって就任する。

第 12 章 改正

第 30 条

本会則は、原則として総会において会員の 3 分の 1 以上の賛成を得た改正を基本とする。

第 13 章 細則

第 31 条

本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りで学年委員全体会が決める。細則を制定、または改廃した場合は、すみやかに全会員へ報告する。

第 14 章 個人情報の保護

第 32 条

個人情報の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 本会が第 2 章第 2 条に規定する目的の達成のため、活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、本会運営のみに使用し、他の目的では使用しないものとする。
2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

【会則改正履歴】

平成 16 年	5 月 19 日	一部改正
平成 17 年	5 月 20 日	一部改正
平成 28 年	11 月 24 日	一部改正
平成 30 年	5 月 22 日	一部改正
平成 31 年	1 月 21 日	一部改正
令和 2 年	7 月 11 日	一部改正
令和 5 年	11 月 20 日	一部改正
令和 6 年	7 月 19 日	一部改正
令和 6 年	3 月 31 日	改正
令和 7 年	12 月 17 日	一部改正

【細則】

第1章 委員経験者の権利

第1条 委員を務めた会員は、自己申告をもって該当生徒が在学中に限り、くじの対象より免除されるものとする。

第2条 以下の条件を満たす場合、代表委員会の判断により免除対象とする。

1. 活動参加率基準

委員期間中において、学年委員全体会及び委員会会合に年間半分以上出席していること。または主要行事（例：運動会、文化発表会、地域イベント等）において活動実績があること。

2. 役割遂行

委員会の運営において、以下のいずれかの業務を適切に遂行し、運営に関与した実績があること。

(1) 会議の進行・記録作成・連絡業務等の役割を果たしたこと。

(2) 広報物の作成、イベント準備・運営等の業務を担当したこと。

(3) 育成活動や地域行事への協力をしたこと。（例：地域の見守り活動、育成事業、地域イベントでの支援等）

(4) 事前に資料確認をし、意見交換や他の委員との連携、作業分担への協力等を通じて積極的に関与していると認められる場合は、活動実績として認める。

3. 委員会の中心的な役割担当

委員長、副委員長、学年代表、または代表委員等の役職を務めた場合。

第3条 本章で定める条件を満たした場合、免除対象とする。ただし、条件を満たしていないと立候補を妨げるものではない。

第2章 会費

第1条 前期（9月30日まで）転入者については会費を全額徴収する。

第2条 後期（10月1日以降）転入者については会費を半額徴収する（保険料は徴収しない）。

1月以降の転入者は会費を徴収しない。

【慶弔規定】

第1条 練馬区立上石神井中学校の生徒及び生徒の父母と、会員（ただし、教員の配偶者と、その血族の一親等、及び、同居の一親等を含む）に対する慶弔は原則として次のように定め、慶弔費より支出する。（返礼はしないこと）

1. 死去したときは、香料金 5,000 円を贈る。

2. その他、特別な場合については、必要により代表委員会で協議する。

【細則改正履歴】

令和7年12月17日 一部改正